

# SMILE

☆ 今月も笑顔(スマイル)でスタート

3月号 Vol. 95

## 今月の SMILE

### 今月は桃の花です

今月の表紙のイラストは桃の花です！早くあたたかくなってほしいという願いと、3月はひな祭りもあるので、桃の花を選びました。

中国では話題になっているものの、日本では大きく取り上げられていないニュースがよくあります。高度な知識や技能を持つ外国人材の獲得を促進するために、2月17日に岸田政権が設けることを決めた「特別高度人材制度」も、これに該当すると思います。この制度には、高収入の技術者や経営者向けの高度専門職と、日本で就活する大卒者の特定活動(未来創造人材)の2つの種類があります。

高度専門職の要件は、修士号以上または10年以上の実務経験と年収2,000万円以上の研究者・技術者、若しくは5年以上の職歴と年収4,000万円の経営者となっています。そして優遇の内容は、最短1年で永住権が取得できること、配偶者が就労できること、両親を連れてくることのできることです。今までの経営管理ビザの場合、永住権取得まで10年を要することからすると、かなりの短縮されていると言えます。

もう1つの特定活動(未来創造人材)の要件は、3つの世界大学ランキングのうち2つで100位以内の大学卒であること、大学卒業後5年以内であることとなっています。そして優遇の内容は、最長2年間の滞在が認められ、かつ就労や家族帯同も可能となっています。

この制度は4月から開始するようです。一方、他の国の移民政策を見ると、投資移民を制限する傾向のようです。例えば、英国、アイルランド、ギリシア、シンガポール、マルタなどは、必要となる投資額のハードルを上げています。これらの国と比較すると、日本は“お安い”投資要件を提示していると思います。

そして中国でこの制度が紹介され関心と呼んでいます。現在のレートからすると高度専門職の要件である年収4,000万円は、人民元換算でいえば約200万元です。収入4,000万円にかかる所得税を移民のためのコストとすれば、移民を考えているような人にとっては、かなり魅力的に感じるでしょう。紹介記事に対するコメントをみても、日本は世界の流れに逆行しているとか、日本は、世界が閉ざそうとしている投資移民の壁に風穴を開けようとしている、という内容が見受けられました。4月以降、中国の人が大挙して日本に申請に来るかもしれませんね。

アメリカで、ヨーロッパで、今、移民問題は、国民の中で喧々諤々と議論されています。一方日本は、静か(密か)に進められているような気がします。異なった歴史観、宗教、文化や生活習慣の人たちと共に、新しい日本を築いていくことを、日本のトップは考えているのでしょうか？

では今月も笑顔(スマイル)でスタートしましょう！



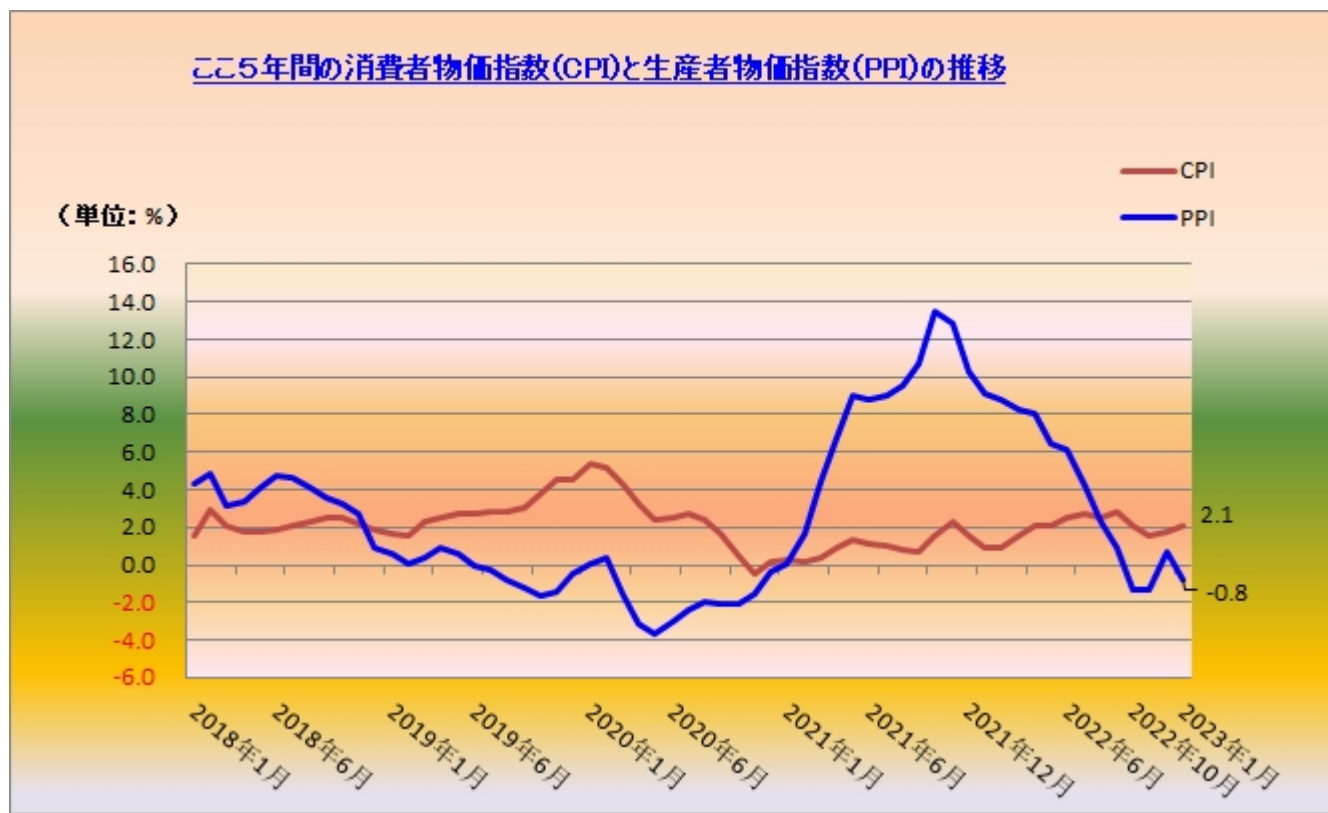
### 消費者物価の伸び加速—ゼロコロナ後の春節で需要押し上げ

国家統計局が2月10日に発表した1月の消費者物価指数(CPI)は、前年同月比2.1%上昇と、ブルームバーグ集計のエコノミスト予想中央値と一致した。昨年12月(1.8%上昇)からは伸びが拡大した。変動の大きい食品とエネルギーを除くコアCPIは1%上昇へと加速、昨年6月以来の高い伸びとなった。

一方、生産者物価指数(PPI)は前年同月比0.8%低下した。エコノミスト予想は0.5%低下で、12月は0.7%低下だった。

国泰君安国際の周浩チーフエコノミストは、今回の物価統計について、「全般的に安定したインフレ見通しを示唆している」と分析した。中国の物価は「十分抑制されている」とし、今後も金融政策による支援が残り、景気回復を後押しすると見込んだ。昨年末にゼロコロナ対策が事実上撤廃され、中国経済は1月に幅広く改善。春節関連の需要回復が見込まれ、特に消費者物価は持ち直しが予想されていた。連休中の支出データでは、外食や観光など対面型のビジネスで伸びが目立った。ピンポイント・アセット・マネジメントでチーフエコノミストを務める張智威社長は、「現段階ではインフレの伸び拡大が政策当局にとって問題になるとは思わない」と指摘。内需の押し上げに向け、積極的な金融・財政政策が続くと予想した。国家統計局の董莉娟氏は発表文で、生産者物価の下落に関して「国際原油価格の変動や国内の石炭値下がりなどの要因」を挙げた。

詳細については、下表をご覧ください。



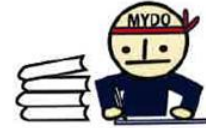
2023年1月份的居民消费价格指数（CPI）  
（2023年1月消費者物価指数「CPI」）

（中国語）	（和訳）	1月	
		先月と比較 増減幅(%)	去年同月比較 増減幅(%)
<b>居民消费价格总指数</b>	<b>消費者物価指数</b>	<b>0.8</b>	<b>2.1</b>
其中：城市	その内、都市部	0.8	2.1
农村	農村部	0.5	2.1
其中：食品	その内、食品	2.8	6.2
非食品	非食品	0.3	1.2
其中：消费品	その内、消费品	0.7	2.8
服务	サービス	0.8	1
其中：不包括食品和能源	その内、食品とエネルギーを含まない	0.4	1
分类別	類別区分		
<b>一、食品烟酒</b>	<b>一、食品&amp;煙草と酒</b>	<b>2</b>	<b>4.7</b>
粮  食	糧食	0	2.7
食用油	食用油	-0.7	6.5
鲜菜	新鮮野菜	19.6	6.7
肉禽及其制品	肉や家禽製品	-5.3	6.6
其中：猪肉	その内、豚肉	-10.8	11.8
牛肉	牛肉	0.9	0.9
羊肉	羊肉	-0.1	-3.4
水产品	水産品	5.5	4.8
蛋	卵	-2.1	8.4
奶类	乳品類	-0.6	0.9
鲜  果	新鮮フルーツ	9.2	13.1
烟  草	煙草	0.1	1.3
酒  类	酒類	-0.9	1.3
<b>二、衣着</b>	<b>二、衣類</b>	<b>-0.5</b>	<b>0.5</b>
服  装	服装	-0.5	0.6
鞋	靴	-0.5	0
<b>三、居住</b>	<b>三、居住</b>	<b>0</b>	<b>-0.1</b>
租赁房房租	借家賃借料	-0.1	-0.6
水电燃料	水道光熱費	0.1	0.8
<b>四、生活用品及服务</b>	<b>四、生活用品およびサービス</b>	<b>0</b>	<b>1.6</b>
家用器具	家電製品	0.2	0.5
家庭服务	家庭サービス	2.4	0
<b>五、交通和通信</b>	<b>五、交通と通信</b>	<b>0.2</b>	<b>2</b>
交通工具	交通手段	0.1	-1.8
交通工具用燃料	車用燃料	-2.3	5.5
交通工具使用和维修	交通工具の使用とメンテナンス	1.9	2.6
通信工具	通信手段	-1	-0.8
通信服务	通信サービス	0	-0.2
邮递服务	郵送サービス	0.1	0.1
<b>六、娱乐教育文化用品及服务</b>	<b>六、娯楽・教育・文化用品及びサービス</b>	<b>1.3</b>	<b>2.4</b>
教育服务	教育サービス	0.1	1.2
旅  游	旅行	9.3	11.2
<b>七、医疗保健</b>	<b>七、医療保険</b>	<b>0.3</b>	<b>0.8</b>
中  药	漢方薬	0.9	3.8
西  药	西洋薬	0.2	0.3
医疗服务	医療サービス	0.3	0.7
<b>八、其他用品及服务</b>	<b>八、その他用品及びサービス</b>	<b>1.1</b>	<b>3.1</b>

## 2023年1月份的工业生产者价格（PPI）

（2023年1月生産者物価指数「PPI」）

（中国語） 指 标	（和訳） 指 標	1月	
		先月と比較 増減	去年同月と 比較増減
		(%)	(%)
<b>一、工业生产者出厂价格</b>	<b>一、工業品生産者出荷価格</b>	<b>-0.4</b>	<b>-0.8</b>
生产资料	生産手段	-0.5	-1.4
采掘	採掘	-1	2
原料	原料	-0.7	-0.1
加工	加工	-0.4	-2.3
生活资料	消費資料	-0.3	1.5
食品	食品	-0.5	2.8
衣着	衣料品	-0.3	1.9
一般日用品	一般的な日用品	0	1.2
耐用消费品	耐久消費財	-0.2	0.3
<b>二、工业生产者购进价格</b>	<b>二、工業品生産仕入れ価格</b>	<b>-0.7</b>	<b>0.1</b>
燃料动力类	燃料動力類	-1.3	7.2
黑色金属材料类	黒金属材料	0.7	-7.8
有色金属材料和电线类	非鉄金属材料と電線類	0.4	-1.8
化工原料类	化学原料類	-1.2	-4.7
木材及纸浆类	木材及びパルプ	-0.4	4.2
建筑材料及非金属类	建築材料及び非金属類	-0.7	-5.3
其它工业原材料及半成品类	その他工業原材料及び半製品類	-0.4	0.3
农副产品类	農業副産物	-2.3	5.2
纺织原料类	紡織原材料類	-0.3	-3.6
<b>三、工业生产者主要行业出厂价格</b>	<b>三、工業生産者の主要な業界の出荷価格</b>		
煤炭开采和洗选业	石炭採掘と水洗いと選鉱業	-0.5	0.4
石油和天然气开采业	石油と天然ガス採掘業	-5.5	5.3
黑色金属矿采选业	黒色金属鉱物採鉱業	3.4	-4.5
有色金属矿采选业	非鉄金属鉱物採鉱業	0.7	5.3
非金属矿采选业	非金属鉱物採鉱業	-0.1	2.9
农副食品加工业	農業の食品加工業	-1.4	5.8
食品制造业	食品製造業	-0.2	1
酒、饮料和精制茶制造业	酒、飲み物と精製茶製造業	0.4	1.5
烟草制品业	タバコ製品業	0.5	0.5
<b>纺织业</b>	<b>紡績業</b>	<b>-0.7</b>	<b>-3</b>
纺织服装、服饰业	紡織の服装、アパレル業	-0.3	1
木材加工和木、竹、藤、棕、	木材加工や木、竹、藤、シュロ、	-0.3	-0.7
造纸和纸制品业	紙と紙製品業	-0.2	-1.7
印刷和记录媒介复制业	印刷や記録媒体コピー業	0	-0.3
石油加工、炼焦和核燃料加工业	石油加工、コークスと核燃料加工業	-3.2	6.2
化学原料和化学制品制造业	化学原料と化学製品の製造業	-1.3	-5.1
医药制造业	医薬品の製造	0.6	0.6
化学纤维制造业	化学繊維製造業	-0.1	-2.3
橡胶和塑料制品业	ゴム、プラスチック製品業	-0.5	-2.3
非金属矿物制品业	非金属鉱物製品業	-0.5	-6.5
黑色金属冶炼和压延加工业	黒色金属精錬と圧延加工業	1.5	-11.7
有色金属冶炼和压延加工业	非鉄金属を製錬すると圧延加工業	0	-4.4
金属制品业	金属製品業	-0.3	-2.9
通用设备制造业	汎用設備製造業	-0.2	-0.2
汽车制造业	自動車製造業	0	-0.5
铁路、船舶、航空航天和其他	鉄道、船舶、航空宇宙およびその他	-0.2	1
计算机、通信和其他电子设备	コンピュータ、通信やその他の電子設備	-1.2	0.4
电力、热力生产和供应业	電力、熱生産や供給業	0.3	2.9
燃气生产和供应业	ガスの生産や供給業	1.1	8
水的生产和供应业	水の生産や供給業	0.1	0.3



### 若干税収の徴収管理サービス事項の最適化に関する公告

税務システムの「放管服」改革を更に深化させ、基礎税収の徴収管理を規範化し、変更登録、省間移転等の税金サービスを最適化するため、国家税務総局は、2022年12月29日に「若干税収の徴収管理サービス事項の最適化に関する通知」(税総徴科発〔2022〕87号)を公表しました。本公告は2023年4月1日から施行されます。主な内容は以下の通りです。

#### 1. 変更登録の処理プロセスを簡素化する

2023年4月1日より、納税者が市場監督管理部門に法に従い変更登録を行った後、税務機関に登録変更情報を報告する必要がない。各省の税務機関が、市場監督管理部門による共有した変更登録情報に基づき、金税三期徴収管理システムにて自動的に変更情報を登録する。また、納税者に登録変更に関する注意事項が電子税務局で自動的に提示される。

#### 2. 省間移転の税務サービスプロセスを最適化する

納税者が省間移転を行う場合、登録住所の転出・転入プロセスを最適化し、納税者の基礎登録、財務会計制度届出、納税者の実名採集、増値税一般納税者登録、増値税発票の票種査定、増値税専用発票の最高発行限度額、増値税即時徴収・即時還付資格、輸出税金還付(免除)届出、納税信用評価などの情報が転入地の税務機関で引き継ぐ。

#### 3. 市場監督部門との登録業務の連携を強化する

各省の税務機関が市場監督管理部門による共有した登録抹消、営業許可証の取り消し、設立登録の取り消しなどの情報に基づき、核心徴収管理システムで自動的にデータの識別を行う。

本公告の原文については下記国家税務局のウェブサイトをご参考ください。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5183506/content.html>

## 法務情報



### 2022年における商業賄賂に関する行政法執行の回顧—上海市を例として

#### 1. はじめに

中国では商業賄賂に関する行政法規として主に「不正競争防止法」が制定されている。同規定7条、19条、26条によると、事業者は、取引の機会又は競争上の優位性を獲得するため、財物又はその他の手段により、取引相手方の従業員、取引に影響を及ぼす組織又は個人などに贈賄した場合、違法所得没収のほか、10万元以上300万元以下の過料などを科すことができる。また、行政処罰を受けた場合には、その旨が信用記録に記入され、社会に公示される。弊所は長年にわたって商業賄賂に関する法執行状況を注視し、実務を重ねてきた。中国各都市のうち上海市は率先して市場監督管理分野の行政処分決定書の公開に取り組んでおり、公開された案件数も比較的多いことから、本稿では上海市市場監督管理局の公開した2022年における商業賄賂に関する行政処分の事例を収集し、その法執行を回顧したい。

#### 2. 法執行の主な特徴

2022年、上海市は新型コロナの影響で2~3か月にわたり都市封鎖が実施されたこともあり、法執行活動は鈍化したものの、例年並みに商業賄賂を厳正に取り締まる姿勢が窺えた。その法執行の主な特徴は次のとおりである。

##### (1) 行政処分の案件数

上海市は都市封鎖の影響もあり、上海市市場監督管理局が同局ホームページで公開した2022年度の行政処分の案件数は39件であり、2021年の84件からほぼ半減した。「不正競争防止法」7条に基づき、贈賄の対象によって、商業賄賂は3つの類型に分類することができる。すなわち、①取引相手の従業員に対する贈賄、②取引相手から委託を受けて関連業務を実施する組織又は個人に対する贈賄、③職権又は影響力を利用して取引に影響を及

ぼす組織又は個人に対する贈賄である。下表は上海市における 2022 年度の 39 件の行政処分案件を分類したものであるが、取引相手の従業員に対する贈賄が最も多いことがわかる。

贈賄の類型	件数(割合)
① 取引相手の従業員に対する贈賄	26(66.7%)
② 取引相手から委託を受けて関連業務を実施する 組織又は個人に対する贈賄	1(2.5%)
③ 職権又は影響力を利用して取引に影響を及ぼす 組織又は個人に対する贈賄	12(30.8%)

## (2) 処罰手段の運用

「不正競争防止法」19 条によれば、商業賄賂に対する行政処分として、法執行当局はその違法所得を没収し、10 万元以上 300 万元以下の過料を科し、事情が重大である場合には営業許可証を取り消す。上海市における 2022 年度の行政処分案件において、営業許可証の取消しに及ぶ案件は見受けられておらず、違法所得の没収、過料又は両者が併科された案件がほとんどである。そのうち、過料について、金額の幅は数万元から約百万元にわたり、過料が 10 万元から 20 万元となる案件が圧倒的に多く、最高額は 98 万元に達した。また、過料とともに商業賄賂行為によって違法に取得した収入の没収を併科することが一般的であるが、14 件の案件では、贈賄行為が特定の取引の達成と直結していないこと、コストの計算ができないことなどの原因から、違法所得没収の処罰はなされなかった。

## (3) 法執行の重点分野

商業賄賂に関する法執行の重点分野として、国家市場監督管理総局(以下、「SAMR」という)は一貫して医療衛生、公開入札、建設工事、設備購入などを掲げている。SAMR が 2022 年 11 月に公表した商業賄賂の典型事例からみれば、旅行、飲食や保険など国民生活と直結する分野も法執行の重点対象となっている。これらの重点分野に加え、各地の市場監督管理局はさらに特定の分野を選定し、重点的に商業賄賂の取締りを行っている。上海市における 2022 年度の 39 件の行政処分案件のうち、医療分野の案件が多いほか、通信業界(ネットワーク接続サービスの提供)及び国際物流業界に関する案件数も 20 件を超えており、半分以上の割合を占めている。上海市の法執行当局はこの 2 つの業界を特定して商業賄賂の取締りに取り組んでいることがわかる。

## (4) 贈収賄の手段

贈収賄の手段として、キックバックの銀行送金や WeChat 送金がよくあるほか、現金やギフト券、クーポン又は高級酒や高額な財物の贈与、旅費の負担やサービスの贈与なども見受けられる。また、贈収賄の手段は隠蔽される傾向にあり、当事者は隠蔽のために、虚偽のコンサルティングサービス契約を締結し、サービス料の名目で金員を供与し、又は給料や交際費などの名目で拠出した資金を使用して贈賄を行う事例も発生している。

## (5) 贈収賄行為発覚の糸口

贈収賄行為発覚の糸口としては、市場監督管理局の日常的な巡回検査、告発/通報、検察院、公安部門などその他政府部門からの情報共有やネット上の世論や裁判所が公開した刑事判決書などが挙げられ、これらをきっかけに調査開始に繋がったものなどがある。

## 3. 典型事例の紹介

### (1) 手段の隠蔽

事例 1: 当事者 A 社は、国際航空貨物運送代理業務に従事する会社であり、取引機会を獲得するために、X 社の従業員 Y と利益供与について事前に約束を交わし、Y が X 社の貨物運送代理業務を A 社に委託した後、A 社は Y に対してキックバックを支払った。贈賄金は次のルートを経由して Y の手元にわたった。当事者 A 社→給料の名目で従業員 B に支払→従業員 B は口座から現金を引き出し、A 社の法定代表者 C に現金を手交→法定代表者 C はさらに現金を従業員 D に手交→従業員 D は銀行振込で取引相手 X 社の従業員 Y に送金。

事例 2: 当事者 E 社は、ヘルスケアコンサルティング事業に従事する会社であり、医療器械関連会社の F 社との取引機会を獲得するために、F 社の副総経理 Z とキックバックの支払について口頭で合意のうえ、Z と虚偽のコンサルティングサービス契約を締結し、サービス料の名目で Z に対して金銭を支払。

コメント: 金員の支払名目や経由するルートを工夫して贈賄行為の隠蔽を試みても、法執行当局が調査を実施する

際には、会計記録、支払記録や伝票の確認、関連当事者へのヒアリングなどを通じて精査することができる。  
また、事例 1 のように、関係者が多数存在する場合、これらの関係者により通報される可能性もある。

## (2) 日系企業の実例

事例 1: 某医療システム会社は、競争上の優位性の獲得及び取引相手との長期的な提携関係の維持のために、2019 年 9 月及び 2020 年 8 月に関連する病院の放射線科に「茅台」や「五粮液」などの高級酒を贈与、その金額は合計 15,258 元であった。当該行為は不正競争行為に該当すると認定され、98 万元の過料が科された。

事例 2: 某化学工業会社は、高機能塗料、希釈剤、溶剤の製造・販売を主要事業としており、既存事業の順調な遂行及び新規業務の獲得のために、取引相手の従業員に財物を贈与した。その贈与額は、2017 年に 3,440 元、2018 年に 21,330 元、2019 年に 133,055 元で合計 187,825 元となり、これには 21 社の取引相手と 112 名の取引相手の従業員が関与していた。財物の贈与が特定の取引と直結していなかったため、違法取得はないとの判断が下されたが、90 万元の過料が科された。

コメント: 上記 2 つの日系企業の事例における過料はいずれも 90 万元以上であり、上海市における 2022 年度の行政処分案件のうち過料が最高額であった。法執行当局は裁量権を有し、行政処分を行う際には、贈賄行為の回数、対象者の人数、継続期間や贈賄の合計金額・贈賄行為に関連する取引の金額、贈賄行為の危害程度、社会への悪影響などの要素を総合的に考慮して処分の内容を決定するのが一般的である。上記 2 つの事例では、贈賄行為が複数回に及んでいたこと、長期間にわたるものであったことから高額な過料が科されたと思われる。

また、上記 2 つの事例は、競争上の優位性の獲得及び取引相手との長期的な提携関係の維持のために、取引相手の従業員に財物を贈与したもので、財物の贈与は特定の取引と直結していないが行政処分に至った。したがって、利益供与によって具体的な取引機会を得られたかどうかは商業賄賂の該否を決定する要件ではない点に留意する必要がある。

## 4. おわりに

2022 年 4 月に最高人民検察院及び公安部は改正後の「公安機関の管轄する刑事事件の立件・訴追基準に関する規定(二)」を公布し、非国家工作人員(注: 国家工作人員とは国の職員を指す。通常、民間企業に務める職員は非国家工作人員に属する)に対する贈賄罪、非国家工作人員収賄罪の刑事立件・訴追基準を引き下げ、国家工作人員の収賄罪などと同等な基準が適用されることとなった。2022 年 12 月に最高人民検察院は「贈賄犯罪案件の取扱い業務の強化に関する指導意見」を公布し、収賄・贈賄の共同取締り及び取締りの更なる強化を強調した。さらに、中国国家監察委員会は 2023 年 1 月に「多部門間の協同取締りを強化し、監督管理の強い威力を形成して商業賄賂を総合的に摘発・抑制する」と題する文書を公布し、規制当局間の協同取締りに引き続き取り組むことを表明した。今後、監察委員会や検察院、公安部門などの規律・司法当局が企業の贈賄に関する手掛かりを市場監督管理局に移送するケースが増加することが予想される。他方、SAMR が 2022 年の年末に商業賄賂に関する一連の典型事例を公布したことから、今後、市場監督管理局も商業賄賂に関する取締りを一層強化する傾向にあることが窺われる。

企業としては、法執行の状況や動向を踏まえて贈収賄防止に関する社内コンプライアンス管理体制を整備・強化していく必要がある。特に、実務においては営業・業務部門の接待、贈答行為や経費精算など贈収賄リスクが高いものに関して、日常的なモニタリングや定期的な監査・点検の実施も重要である。

最後に、SAMR は 2022 年 11 月に「不正競争防止法」の改正草案に関する公開意見募集を行った。同改正草案では、商業賄賂を規制する「不正競争防止法」7 条も改正されており、贈賄対象範囲の調整のほか、現行の贈賄禁止規定に加え、収賄禁止に関する規定も設けられていることから、今後、収賄行為に関する取締りも一層強化される可能性がある。したがって、同法の改正動向について引き続き注視していくことが求められる。

情報提供: 金杜法律事務所

(お問い合わせ先)

上海滿意多企業管理諮詢有限公司

〒200336 上海市長寧区 延安西路 2201 号

上海国際貿易中心 2415 室

TEL: +86-21-6407-0228 FAX :+86-21-6407-0185

お問い合わせは  
MYDO まで!!

